

JAバンクの苦情処理措置

および紛争解決措置について

あいち三河農業協同組合

平成30年6月1日現在

苦情処理措置の概要

当組合では、利用者様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 ご相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 ご相談・苦情等への対応にあたっては、利用者様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できる限り利用者様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けたご相談・苦情等については、定期的に当組合経営者層に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当組合の窓口へお申し出ください。

貯金部 電話番号：0564-55-2992

各支店窓口 電話番号は、当JAのホームページでご確認ください。
(<http://www.ja-aichimikawa.or.jp>)

上記のほか、ホームページ内のお問い合わせからも受け付けを致します。

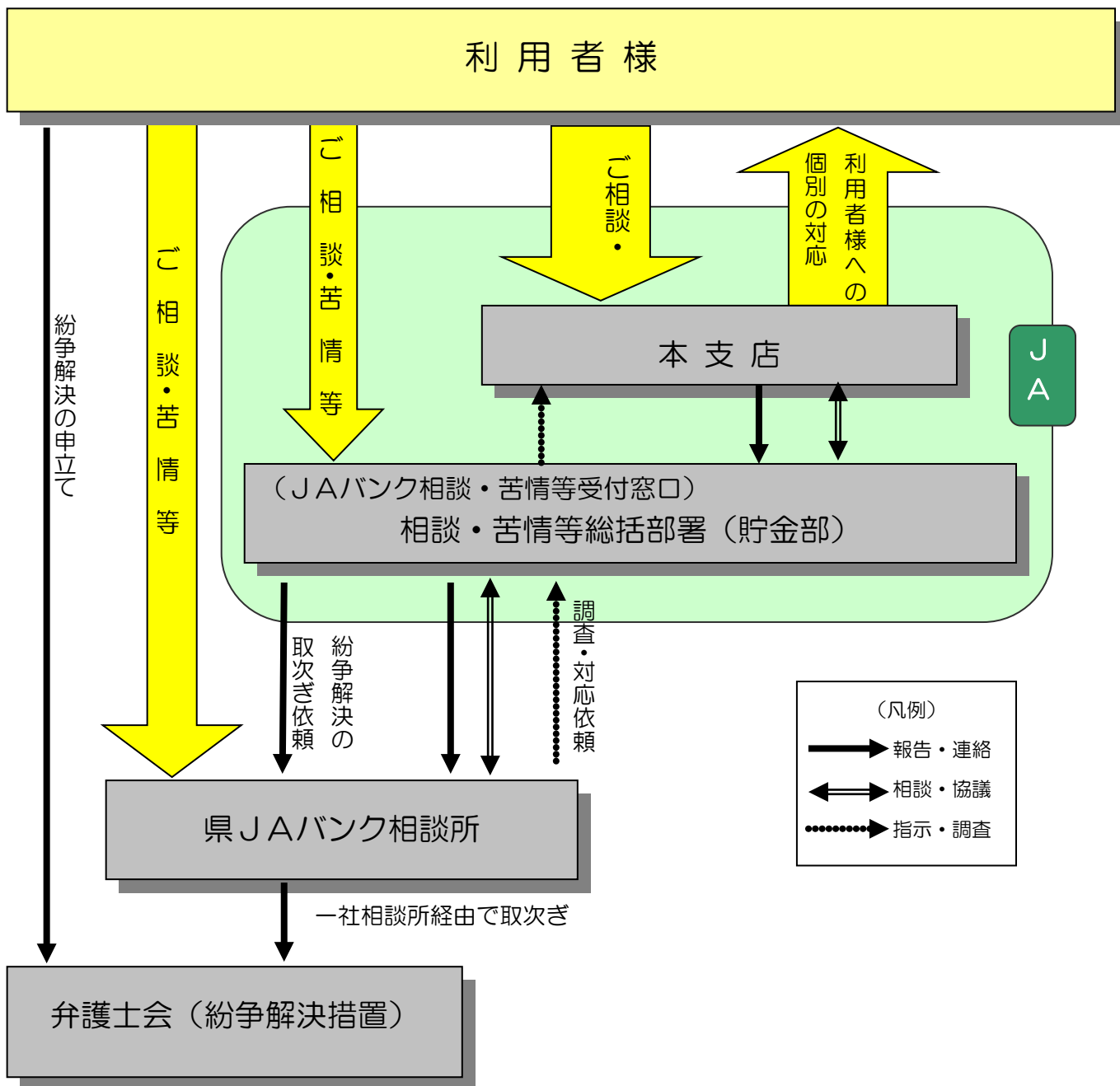
受付時間：午前9時～午後5時
(金融機関の休業日を除く)

- 4 愛知県農業協同組合中央会が設置・運営する愛知県JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申し出者のご了解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。

愛知県JAバンク相談所
電話番号：0120-351-523
受付時間：午前9時～午後5時
(金融機関の休業日を除く)

苦情等受付・対応態勢

当組合は、下図のような態勢で利用者様からの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します。



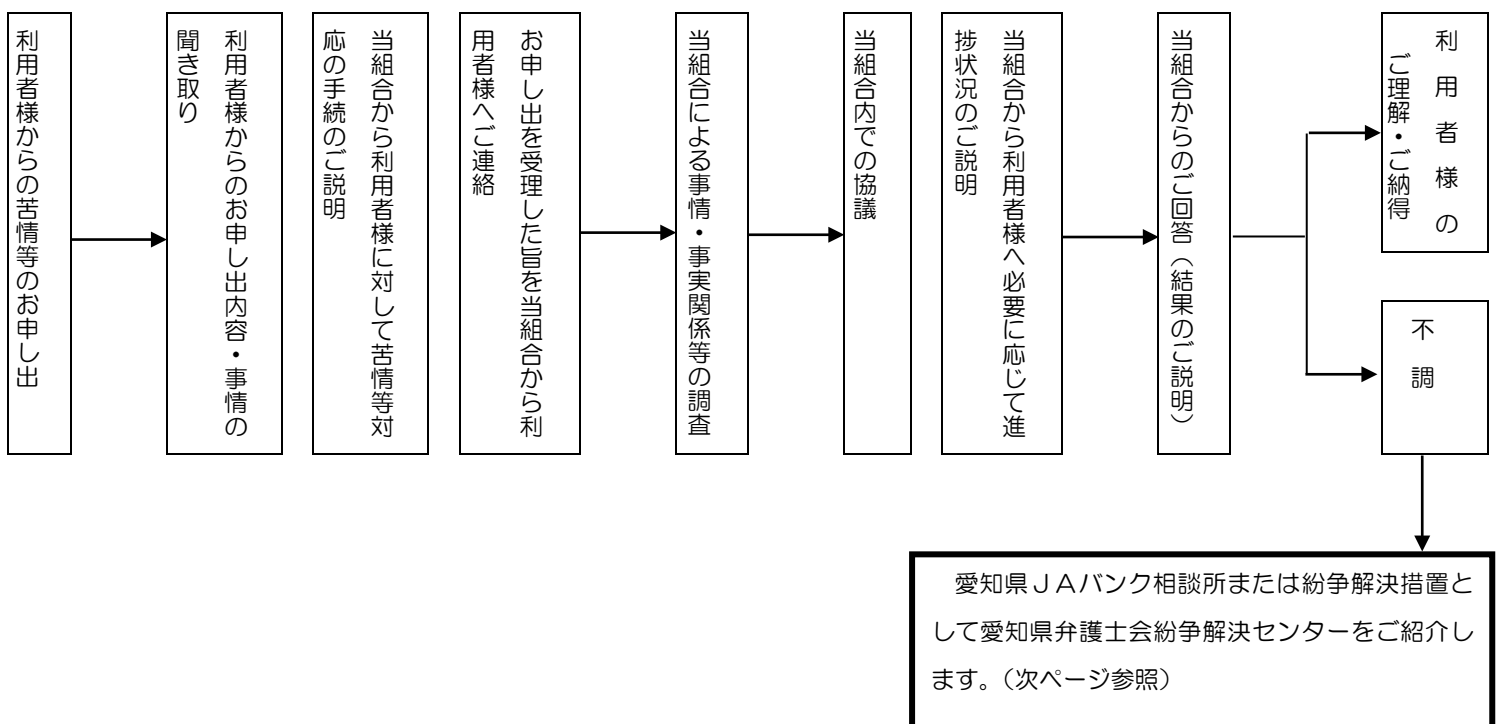
利用者様からの信用事業にかかるお申し出に対する対応について

あいち三河農業協同組合

[当組合の内部規則（JAバンク苦情等対応要領）の概要]

- 1 利用者様からの信用事業にかかるご相談・苦情等については、当組合の本支店で受け付け、原則として当該ご相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。
ただし、ご相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
- 2 当組合は、ご相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該ご相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 3 ご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、利用者様からお申し出の内容・事情等を充分お聞きする等により、可能な限り利用者様のご理解とご納得をいただいて解決することを目指します。
- 4 ご相談・苦情等の内容や利用者様のご要望等に応じ、利用者様に適切な外部機関（金融ADR制度において当組合が紛争解決措置として利用している弁護士会仲裁センター等を含む。）をご紹介しますとともに、その標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。
- 5 外部機関において苦情等対応に関する手続が係属している間であっても、必要に応じ、一般的な資料のご提供やご説明等をお客様に対して行います。

[標準的な手続の流れ]



紛争解決措置の概要

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、利用者様が外部の紛争解決機関をご利用して解決を図ることをご希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会をご利用できます。

愛知県弁護士会紛争解決センター

電話番号：052-203-1777

受付時間：午前10時～午後4時

月曜日～金曜日（祝日および年末年始を除く）

上記弁護士会の利用に際しては、以下の当組合のJAバンク相談・苦情等受付窓口または愛知県JAバンク相談所にお申し出ください。

なお、愛知県弁護士会紛争解決センターには直接お申し立ていただくことも可能です。

JAバンク相談・苦情等受付窓口（貯金推進課）

電話番号：0564-55-3047

受付時間：午前9時～午後5時

（金融機関の休業日を除く）

愛知県JAバンク相談所

電話番号：0120-351-523

受付時間：午前9時～午後5時

（金融機関の休業日を除く）

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当組合のJAバンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。